

京都市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第6号

京都市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会公印規則の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会印（専用公印）の項中「文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長」を「所管する事務に係る公印ごとに、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長及び文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)